

令和6年3月記者懇談会

日時 令和6年3月26日（火）
午前10時30分
場所 政策会議室

（幹事社：東日）

1 市長あいさつ

2 市政記者クラブからの質問事項 なし

3 市からの発表事項

- (1) ニューキャッスルの日制定について (市民自治推進課)
- (2) 新城市高校生海外派遣事業参加者の募集について (市民自治推進課)
- (3) 「新城市こども家庭センター」の愛称募集について (児童養育支援室)
- (4) 記念写真撮影用木製パネル設置について (市民課)
- (5) 新城市出身 お笑い芸人のマジカルラブリー村上氏が新城市観光大使に
就任について (観光課)

4 資料提供・情報提供

- (1) 『Pokémon GO (ポケモンGO)』に新城市の公式ルートが登場！について
(観光課)
- (2) 元愛知県立新城東高等学校用地活用に関するサウンディング型市場調査の
実施について (総合政策課)
- (3) 国際交流フェス開催について (市民自治推進課)
- (4) 教育振興基本計画の策定及びパブリックコメント実施結果の公表について
(学校教育課)

5 行事予定表

次回開催日 4月25日（木）午前10時30分



令和6年3月26日

ニューキャッスルの日の制定について

多文化共生、国際交流の理解を深める取組を強化するため、「ニューキャッスルの日」を制定しましたのでお知らせします。

記

1 目的

1998年に始まったニューキャッスル・アライアンスは、今年度行われたチェコの会議で25周年を迎えました。今回の会議では、コロナ禍を経験して対面での会議が重要であることを再確認するとともに、今後も強固に繋がり協力していくことが約束されました。加えて本市は、令和6年度から多文化共生推進プランを施行します。共生、協力、交流といった分野は今後更に重要となっていくと考えます。

そこで、多文化共生推進プランの策定と同時に「ニューキャッスルの日」を制定して、新城市の歴史的、文化的行事を広く世界に周知するとともに、多文化共生、国際交流の理解を深める取組を強化していくものです。

2 記念日

第1回世界新城サミットを新城市で開催した11月13日とする。

3 記念日における取組

11月に行われる行事（もみじ祭り、新城歌舞伎等）にあわせ、ニューキャッスル展やイベントを開催。軽トラ市等に出展して周知を図る。また、学校給食に「ニューキャッスル給食」を組み込み、市内児童生徒にも世界のニューキャッスルに触れる機会を設けること等も検討していく。

また、取組を実施した様子をニューキャッスルレターへ掲載、SNSで情報を発信する等、世界にも広く周知していく。

4 施行日

令和6年4月1日

【問合せ先】

市民協働部市民自治推進課

課長：牧野賢二 担当：森谷・伊豫田・青木

電話：0536-23-7697

FAX：0536-23-2002

Eメール：shiminjichi@city.shinshiro.lg.jp

ニューキャッスルの日に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ニューキャッスル・アライアンス25周年及び多文化共生推進プランの策定を契機に、市民一人ひとりが共生、協力、交流の分野における取組を強化していき、新城市の歴史的、文化的魅力を世界に広く周知するとともに、多文化共生、国際交流の理解を深めるため「ニューキャッスルの日」を制定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(記念日)

第2条 ニューキャッスルの日（以下「記念日」という。）は、第1回世界新城サミットを新城市で開催した11月13日とする。

(記念日の取組)

第3条 市長は、記念日について、広く周知に努めるものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。



令和6年3月26日

新城市高校生海外派遣事業参加者の募集について

新城市高校生海外派遣事業実施について詳細が決定しましたので、下記のとおり参加者を募集します。

記

1 派遣都市

ヘルツェグ・ノヴィ（モンテネグロ）

2 派遣期間

令和6年8月20日（火）から8月27日（火）まで（8日間）（予定）

（現地滞在期間：令和6年8月21日（水）から令和6年8月25日（日）まで（現地時間））

3 目的

ニューキャッスル・アライアンス加盟都市であるモンテネグロのヘルツェグ・ノヴィ市に新城市在住・在学の高校生を派遣し、現地の市民や同世代の青年との交流活動への参加、また滞在期間中の生活体験を通じた、グローバルな視点で活躍できる人材の育成や、国際交流や協力の活性化・持続化を推進するため。

4 参加費

310,000円程度／人

※別途市からの補助金交付が最大50,000円交付されます。

5 募集人数

10名

6 参加資格

別紙募集要項のとおり

7 周知方法

広報ほのか、市国際交流協会ホームページ等、ティーズ、防災行政無線、市SNS（LINE・Facebook・Twitter等）

8 申込方法

参加申込書に必要事項を記入し、作文を添えて郵便、市国際交流協会のメールまたは市国際交流協会窓口に直接提出

※参加申込書は市国際交流協会ホームページに掲載。市役所3階窓口でも配布。

9 募集締切

【窓口提出】令和6年5月2日（木）17時必着

【Eメール】令和6年5月6日（月）23：59必着

10 選考方法

書類選考

11 選考結果通知

5月初旬に決定、結果を郵送で通知

【問合せ先】

市民協働部市民自治推進課 課長：牧野賢二 担当：伊豫田・青木

電話：0536-23-7697

FAX：0536-23-2002

Eメール：shiminjichi@city.shinshiro.lg.jp

2024年高校生海外派遣 募集要項

1. 目的

ニューキャッスル・アライアンス加盟都市であるモンテネグロのヘルツェグ・ノヴィ市に新城市在住・在学の高校生を派遣し、現地の市民や同世代の青少年との交流活動への参加、また滞在期間中の生活体験を通じて、グローバルな視点で活躍できる人材の育成や、国際間交流や協力の活性化・持続化を推進する。

2. 主催

新城市（委託先：新城市国際交流協会）

3. 派遣概要

- (1) 派遣先 モンテネグロ ヘルツェグ・ノヴィ市
- (2) 派遣期間 令和6年8月20日（火）から8月27日（火）まで〔5泊8日〕
期間中の宿泊はホームステイを予定
- (3) 派遣人数 10名

4. 応募資格

- (1) 新城市在住・在学の高校生（高等専修学校を含む）であること
- (2) 原則、事前勉強会（6月～8月のうち6日間程度）及び壮行会（8月）、報告会（10月）（※いずれも予定）に参加でき、帰国後2週間以内に報告書の提出ができること
- (3) 英語を使ったニューキャッスル・アライアンス都市間交流に対する意欲が旺盛であること

5. 参加者が負担する経費

- (1) 参加費 260,000円 程度（総額約310,000円のうち50,000円を新城市が補助）
（内訳）①旅費交通費（航空運賃および国内運賃）②旅行傷害保険料③スーツケース宅配費用ほか事務経費
※燃油サーチャージ、為替レート変動により増減します。
- (2) その他参加者が各自で支出する経費
パスポート取得その他旅行準備のための経費、ホストファミリー宅以外の食費、土産代等個人負担費用

6. 応募方法

新城市国際交流協会および協会ホームページ（<http://siea-nc.org/>）で配布する**申込書（保護者の同意書を含む）**に必要事項を記入し、**作文を添えて**新城市国際交流協会（12. 申込先 参照）に直接持参、郵送するか、またはEメールで送信する。

申込書のデータ（Excel）配布を希望する場合は協会メールアドレス siea@tees.jp にその旨を明記して送信する。（件名『（氏名）海外派遣申込データ希望』。データ配布希望メールは4月29日（月）23時59分必着）

- ・作文のテーマ「**高校生海外派遣への応募動機およびこれまでがんばってきたこと、大切にしてきたことを通して私が派遣先で学びたいこと**」（題名不要、日本語、原稿用紙1枚以内）

7. 応募締切

【持参・郵送】令和6年5月2日（木）17時必着

【Eメール】令和6年5月6日（月）23時59分必着

8. 選考方法および派遣者の決定

書類審査により5月初旬に決定、結果を郵送で通知

9. その他

(1) パスポートの取得

スケジュールの都合上、派遣される生徒は審査結果通知後、早急にパスポートを取得すること。
(パスポートの取得には2～3週間かかります。)

(2) 派遣期間中の事故等

出発後、生徒本人の責めによる事故等、疾病およびそれに伴う損害が発生した場合は、生徒本人と保護者の責任とし、その場合の損害は、生徒本人の加入する海外旅行傷害保険等で賄うこと。また、同一行動をとることが不可能となった者の帰国に要する一切の経費は自己負担とする。そのほか、主催者や派遣先機関の指導・管理の及ばない偶発的な事故、疾病などによる損害について、主催者や派遣先機関並びに引率者が責任を負わないことを了承すること。

(3) 高校生海外派遣 生徒・保護者対象説明会 (予定)

日時：令和6年5月23日(木) 19時30分から(1時間程度)

場所：新城市役所

詳細については、審査結果とともにお知らせします。

10. 申込先及び問合せ先

新城市国際交流協会

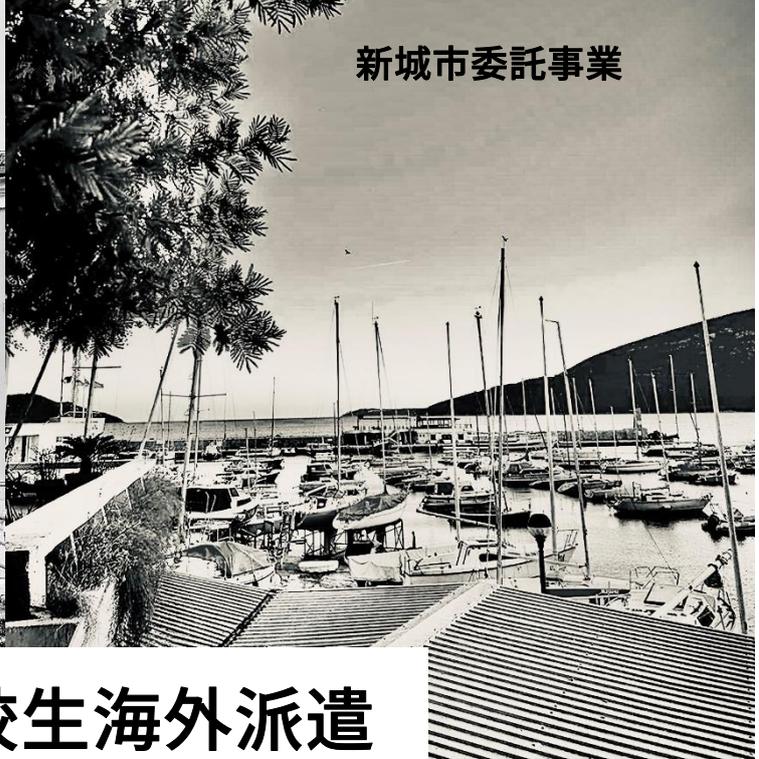
〒441-1392 新城市字東入船115 新城市役所3階

(午前9時～午後5時、土日祝休)

電話) 0536-23-1940

E-mail) siea@tees.jp

8月20日(火)～8月27日(火)



2024年 高校生海外派遣 モンテネグロ 参加者募集

世界中の「新しい城」の名を持つ都市どうしの同盟「ニューキャッスル・アライアンス」。
今年の夏はモンテネグロの《新城》ヘルツェグ・ノヴィ市に高校生10名を派遣します。

派遣概要

応募資格

- ・市内在住・在学の高校生
- ・英語を使った交流に対する意欲が旺盛なこと 等

参加費

260,000円程度 (総額約310,000円のうち
50,000円を新城市が補助)

応募方法

・新城市国際交流協会事務局および協会 HP (<http://siea-nc.org/>) で配布する申込書に必要事項を記入し作文を添えて新城市国際交流協会に直接持参、郵送するか、Eメールで送信。詳細は募集要項を参照してください。

持参・郵送：5月2日、メール：5月6日×切(必着)

派遣行程(予定)

- ◎ 8月20日(火)
13時30分新城市役所集合
21時50分関西国際空港発
- ◎ 8月21日(水)
8時15分ドゥブロヴニク空港着
モンテネグロ ヘルツェグ・ノヴィへ
- ◎ 8月22日(木)～8月25日(日)
現地にて研修(ホームステイ)
- ◎ 8月26日(月)
9時5分ドゥブロヴニク空港発
- ◎ 8月27日(火)
8時55分成田空港着
15時頃新城市役所着、解散

申込・問合せ 新城市国際交流協会

441-1392 新城市字東入船115(新城市役所3階)

Phone: (0536) 23-1940 E-mail: siea@tees.jp

協会HP>>>>





「新城市こども家庭センター」の愛称を募集します。

令和6年4月、本庁舎1階に「新城市こども家庭センター」を設置します。
設置に当たり、子どもや子育て世帯等多くの方々に気軽に相談できる身近な相談機関として親しまれるよう、センターの愛称を広く募集します。

記

1 募集期間 令和6年4月2日（火）から5月7日（火）まで

2 応募方法

(1) オンラインで市の専用フォームへ応募

<https://logoform.jp/form/WYef/531459>

(2) 応募用紙に記入し、持参(本庁1階⑦窓口)、郵送、メール、FAXによる
応募先 〒441-1392 住所不要 新城市こども家庭センター

E-mail : kosodate@city.shinshiro.lg.jp FAX : 0536-23-7699

(3) 応募用紙に記入し、「子育て支援センター(長篠・城北・作手)等」に設置する応募箱へ投函 ※応募用紙は4/2以降市HPでダウンロードができます。

3 応募資格 市内在住者、または市内在勤・在学者

4 選考 「新城市若者議会」のメンバーによる選考会で、優秀作品3点を選考。最終的に新城市において1点を決定、6月頃市のホームページ等により公表する。

5 優秀作品賞 3点 新城市内共通お買い物券 いーじゃん 5,000円分

6 対象機関

(1) 機関名 新城市こども家庭センター

(2) 機関の概要 全ての妊産婦や子育て世帯、子どもを対象に「児童福祉」・「母子保健」の各部門が情報共有をしながら、妊娠期から子育て期まで一体的な相談や支援を切れ目なく行います。

(3) ロゴマークのコンセプト 子育てしやすいまち「こどもまんなか新城市」
子どもたちが健やかで幸せに成長できるまちを新城市全体で実現するイメージです。



7 愛称の条件等

- (1) ロゴマークのコンセプトに近いイメージを想像できる名称であること。
- (2) 誰もが呼びやすく覚えやすい、子どもや子育て世帯に愛され、親しまれる名称であること。

【問合せ先】

健康福祉部こども未来課児童養育支援室 室長：加藤 担当：中尾、菅沼

電話：0536-22-9918

FAX：0536-23-7699



令和6年3月26日

記念写真撮影用木製パネルについて

市役所本庁舎1階待合ホールに記念撮影用パネルを設置しました。婚姻届や出生届の提出などの人生の節目となる記念日や、新城に観光に来られた際の記念や思い出づくりの一つとしてご利用いただけるように製作しました。

記

- 1 日 時 4月1日（月）午前8時30分から
- 2 場 所 市役所本庁舎1階待合ホール
- 3 利用者 来庁者
- 4 内 容 届書を提出された方や新城へお越しになった方などに、歓迎・祝福の気持ちをお伝えするとともに、新城に愛着をもってもらえる機会を作れるよう新城市産の木材を利用し、記念写真撮影用木製パネルを製作しました。
また、庁内外でも利用していただけるように、移動可能な仕様になりました。

【問合せ先】

市民協働部市民課 課長：小林利章
担当：高林里奈、梶間梨帆

電話：0536-23-7628

FAX：0536-23-7699

Eメール：shimin@city.shinshiro.lg.jp



令和6年3月26日

新城市出身 お笑い芸人のマヂカルラブリー村上氏が新城市観光大使に就任します

M-1 グランプリ 2020 王者、吉本興業に所属するマヂカルラブリーの村上氏が新城市観光大使に令和6年4月1日から就任します。

芸能人としての発信力を活かし、更なる地域の振興、魅力向上に取り組んでいきます。

つきましては、下記のとおり就任式を行います。

記

- 1 委嘱対象者
マヂカルラブリー 村上氏（新城市出身）
- 2 期間
令和6年4月1日から3年間
- 3 就任式
(1)日時
令和6年4月16日(火) 15:30
(2)場所
新城市役所3階 政策会議室
- 4 新城市観光大使とは
新城市が実施する事業への協力や、村上氏のSNSにて自主的に新城市のPRをしていきます。
- 5 プロフィール
別紙のとおり（よしもとホームページより）

【問合せ先】

産業振興部観光課 課長：横山和典 担当：武川

電話：0536-23-7613

FAX：0536-23-7047

Eメール：kankou@city.shinshiro.lg.jp



吉本興業株式会社 東京本部

TEL:03-3209-8252 FAX:03-3209-8262(営業時間10:00-18:00 土日祝日を除く)

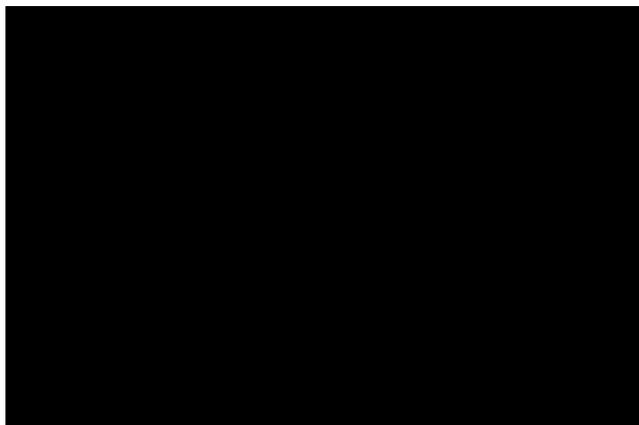


マチカルラブリー

まぢかるらぶりー

結成年月:2007年 02月

芸人



村上(むらかみ)

性別:男性

生年月日:1984年10月15日

身長/体重:181cm /100kg

血液型:O型

出身地:愛知県 新城市

趣味:アニメ鑑賞/ボートレース/携帯ゲーム(誰が為のアルケミスト)/酒を大量に飲むこと

特技:お酒を大量に飲む(1晩でレモンサワー12L飲んだこと有)

出身/入社/入門:2007年 入社

ライブ配信チケット

※出演者等は変更になる場合があります。チケット詳細ページでご確認ください



令和6年3月26日

『Pokémon GO (ポケモン GO)』に新城市の公式ルートが登場！

この度、『Pokémon GO (ポケモン GO)』に市町村名の公式ルートが登場します。『Pokémon GO (ポケモン GO)』は、位置情報を活用した、現実世界そのものを舞台として遊ぶ、スマートフォン向けゲームです。ふしぎな生き物「ポケットモンスター」略して「ポケモン」を捕まえたり、バトルさせたりすることができます。公式ルートは、ゲーム内の「ポケストップ」「ジム」をスタート地点、ゴール地点に設定した、おすすめの場所を経由する『Pokémon GO (ポケモン GO)』の公式パートナーが作成したルート(順路)で、隠れた地域の魅力の再発見ができる、ふだんの街歩きがより楽しくなる機能です。

『Pokémon GO』 新城市 公式ルート

- ① 新城ワクワク桜淵お花見ルート (スタート地点：桜淵公園芝生広場)
- ② 子どもたちの声が響き渡る新城憩いのルート (スタート地点：桜淵公園児童遊具広場)
- ③ 第4日曜日は新城軽トラ市 (スタート地点：新城市役所)
- ④ 新城「長篠・設楽原決戦場」を駆け抜ける (スタート地点：設楽原歴史資料館)
- ⑤ 新城「磔に散る烈士・鳥居強右衛門」ルート (スタート地点：長篠城駅)
- ⑥ 新緑と紅葉の新城鳳来寺山表参道ルート (スタート地点：鳳来寺参道三ノ門)
- ⑦ 開湯1300年！新城湯谷温泉ルート (スタート地点：湯谷温泉足湯)
- ⑧ 新城馬背岩宇連川展望ルート (スタート地点：湯谷温泉足湯)
- ⑨ 新城作手歴史探訪ルート (スタート地点：鬼久保ふれあい広場看板)
- ⑩ 新城作手鬼久保ふれあい広場自然観察ルート
(スタート地点：鬼久保ふれあい広場屋外ステージ)

【問合せ先】

産業振興部観光課 課長：横山和典 担当：植田・藤原
電話：0536-23-7613
FAX：0536-23-7047
Eメール：sports-t@city.shinshiro.lg.jp



令和6年3月26日

元愛知県立新城東高等学校用地活用に関するサウンディング型市場調査の実施

元愛知県立新城東高等学校用地の具体的な活用方針を示す基本計画の策定に向け、民間事業者から学校用地の土地及び施設の活用に対する意見や事業提案を受けることを目的としたサウンディング型市場調査を下記のとおり実施します。

記

1 提案募集期間

令和6年3月26日（火）から4月26日（金）まで

2 サウンディングの主な項目（詳細は別添要綱）

元愛知県立新城東高等学校用地活用基本構想における元学校用地活用の基本方針「医療・福祉・健康増進の分野」に基づく提案

3 サウンディング実施日

令和6年5月14日（火）から5月17日（金）まで

4 募集方法

市ホームページ等

【問合せ先】

企画部総合政策課 課長：杉下 担当：酒井

電話：0536-23-7696 FAX：0536-23-2002

Eメール：sogoseisaku@city.shinshiro.lg.jp

元新城東高等学校用地活用に関するサウンディング型市場調査実施要領

令和6年3月26日

新城市

1. 調査の目的

令和3年3月31日をもって閉校となった元愛知県立新城東高等学校用地は、国道151号に接し、新東名高速道路の新城インターチェンジからのアクセスも良い広大な土地であり、その活用については本市が積極的に関わる必要があると考えています。本市では当該土地を「医療・福祉・健康増進」の分野における活用の検討を進め、令和6年1月に土地活用の基本方針を示した「元愛知県立新城東高等学校用地活用基本構想」を策定しました。

本調査は、基本構想を基に学校用地の具体的な活用方針を定めた「基本計画」を策定するにあたり、民間事業者等との対話を通して、元愛知県立新城東高等学校用地の土地及び施設の活用並びに市場性の有無などについて幅広く意見、提案を求めることを目的とします。

2. 対象用地・施設の概要

所在地	新城市矢部字広見 81 番 1 新城市矢部字広見 100 番 新城市富永字広見 90 番 1 位置図：別紙「位置図」のとおり
土地面積	新城市矢部字広見 81 番 1 493 m ² 新城市矢部字広見 100 番 55,146 m ² 新城市富永字広見 90 番 1 8,668 m ²
主な既存施設の概要	本館棟 建築年月 昭和 47 年 3 月 構造 RC 造 4 階 面積 3,838 m ² 備考 平成 22 年耐震化済、校長室、職員室ほか 教室棟 建築年月 昭和 47 年 3 月（昭和 49 年 10 月増築、昭和 53 年 2 月増築） 構造 RC 造 4 階 面積 3,014 m ² 備考 平成 26 年耐震化済、教室 24 室(9m×7.3m) 体育館 建築年月 昭和 48 年 11 月 構造 RC・S 造 2 階 面積 1,325 m ² 劣化状況 雨漏り箇所あり 備考 平成 17 年耐震化済

	<p>武道場</p> <p>建築年月 昭和 47 年 5 月</p> <p>構造 S 造 1 階</p> <p>面積 364 m²</p> <p>劣化状況 特定天井に準ずる改修が望ましい</p> <p>備考 平成 24 年耐震化済</p> <p>施設の配置：別紙「学校用地の平面図」のとおり</p>
土地建物の権利状況	愛知県所有
都市計画等による制限	市街化調整区域
現況	学校用地
交通アクセス	<p>【自動車】新東名高速道路 新城 I C から 10 分</p> <p>【電車】J R 飯田線 茶臼山駅から徒歩 10 分</p> <p>【バス停】豊鉄バス・Sバス 旧新城東高校バス停から徒歩 1 分</p>
その他	<p>国道 151 号に接道し、正門の新城東高校前交差点からの進入となります。</p> <p>市として既存施設の活用は考えていませんが、民間主導での既存施設の活用、取壊しは問いません。</p> <p>漏水により閉栓しているため、施設内での水道は現在全面使用不可となっています。</p>

3. スケジュール

実施方針の公表・申込受付開始	令和 6 年 3 月 26 日 (火)
現地見学会・説明会の参加申込期限	令和 6 年 4 月 8 日 (月)
現地見学会・説明会の開催	令和 6 年 4 月 15 日 (月)・16 日 (火)
サウンディング参加申込期限	令和 6 年 4 月 26 日 (金)
サウンディング実施日時及び場所の連絡	令和 6 年 5 月 2 日 (木) までに通知
サウンディングの実施	令和 6 年 5 月 14 日 (火) ~ 17 日 (金)
実施結果概要の公表	令和 6 年 6 月中旬までに公表

4. サウンディングの内容

(1) サウンディングの対象

元愛知県立新城東高等学校用地の活用について関心のある法人又は法人グループ（以下、事業者）。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 参加申込書提出時点で、新城市請負契約に係る指名停止の措置要綱に基づく指名停止を受けている者
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は新城市暴力団排除条例に該当する者
- ⑤ 市税並びに法人税及び消費税、地方消費税を滞納している者

(2) サウンディングの項目

● 事業のアイデアに関する事項

- ・元新城東高等学校用地活用基本構想における元学校用地活用の基本方針に基づく以下の提案

【活用方針】医療・福祉・健康増進の分野

新城市民病院（土地面積：18,000 m² 建物規模 13,500 m²）の建設候補地の一つとして考えているため、病院用地を提案に含めてください

活用施設は、社会福祉施設または都市公園法の公園施設である建築物に限定します
防災機能を提案に含めてください

商業系地区計画（注 1）を活用した提案をすることも可

- ・想定される事業方式（自社・自団体での利用／賃借／分譲／その他）
- ・想定される利活用用途
- ・将来の公募参加の可能性

● 事業の対象範囲、期間等の諸条件に関する事項

- ・想定される事業期間、スケジュール
- ・敷地のうち、買取等を希望される範囲及び面積
- ・公募に参加される上での懸念事項

● その他

- ・将来の公募に対する意見、要望

（注 1）商業系地区計画については別添「市街化調整区域における地区計画ガイドライン」を参照

5. サウンディングの手続き

(1) 現地見学会・説明会の開催

当該施設の概要等について、サウンディングへの参加を希望する事業者向けの現地見学会・説明会を実施します。

参加を希望される方は、期日までに下記申込先へ、参加者の氏名、事業者名、電話番号を明記の上、電子メールにて御連絡ください。なお、件名には【現地見学会参加申込】としてください。

① 申込受付期間

令和6年3月26日（火）から4月8日（月）17時まで

② 申込先

8. 問い合わせ先のとおり

③ 見学会開催日時

令和6年4月15日（月）・16日（火）実施時刻については後日調整します。

④ 会場

元愛知県立新城東高等学校

(2) サウンディングの参加申し込み

サウンディングの参加を希望する場合は、別紙のエントリーシートに必要事項を記入し、件名を【サウンディング参加申込】として、申込先へ電子メールにて御提出ください。

① 申込受付期間

令和6年3月26日（火）から4月26日（金）17時まで

② 申込先

8. 問い合わせ先のとおり

(3) サウンディングの日時及び場所の連絡

サウンディングへの参加申込をいただいた事業者の担当者あてに、実施日時及び場所を電子メールにて御連絡します。リモートでの参加も可能としますので、エントリーシートへ記載してください。

希望に沿えない場合もありますので、予め御了承ください。

(4) サウンディングの実施

① 実施期間

令和6年5月14日（火）から5月17日（金）の間

② 所要時間

30分～1時間程度

③ 場所

新城市役所 会議室

④ その他

サウンディングは参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。

サウンディングの実施に際して提案の内容の分かる資料を令和6年5月10日（金）までに3部提出してください。

(5) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウに配慮し、公表にあたっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

6. 留意事項

(1) 参加事業者の取り扱い

サウンディングへの参加実績は、事業者公募等における評価の対象とはなりません。

(2) 対話及び対話内容の取扱い

対話内容は今後の方針検討に活用させていただきますが、双方の発言とも、あくまで対話時点での想定のものであり、事業化及び公募の実施等を必ずしも約束するものではありません。

(3) 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(4) 追加対話への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際には御協力をお願いいたします。

(5) 実施結果の公表

対話の結果については、概要を市ホームページで公表します。

公表にあたっては、事前に参加事業者に内容の確認を行います。

参加事業者の名称は公表しません。

7. 別紙・参考資料

別紙1 エントリーシート様式

位置図及び元学校用地の平面図

市街化調整区域における地区計画ガイドライン

8. 問い合わせ先

質問等がある場合は下記の連絡先までお問い合わせください。

担当：新城市企画部総合政策課

住所：〒441-1392

新城市字東入船115番地

電話：0536-23-7696

FAX：0536-23-2002

E-mail：sogoseisaku@city.shinshiro.lg.jp

別紙1 エントリーシート

〈元新城東高等学校用地活用に関するサウンディング型市場調査〉
エントリーシート

1	法人名			
	法人所在地			
	(グループの場合) 構成法人名			
	対話の担当者 連絡先	氏名		
所属企業・ 部署名				
E-mail				
Tel				
2	対話の希望日を記入し、時間帯をチェックしてください。(2つ以上記入してください。) 参加方法を選択してください。			
	第1希望	月 日 ()	<input type="checkbox"/> 10~12時	<input type="checkbox"/> 13~15時 <input type="checkbox"/> 15~17時 <input type="checkbox"/> 何時でもよい
	第2希望	月 日 ()	<input type="checkbox"/> 10~12時	<input type="checkbox"/> 13~15時 <input type="checkbox"/> 15~17時 <input type="checkbox"/> 何時でもよい
	第3希望	月 日 ()	<input type="checkbox"/> 10~12時	<input type="checkbox"/> 13~15時 <input type="checkbox"/> 15~17時 <input type="checkbox"/> 何時でもよい
	参加方法		直接参加 ・ リモート参加	
3	対話参加予定者氏名	所属法人名・部署・役職		

※ 対話の実施期間は、令和6年5月14日(火)～5月17日(金)の午前10時～午後5時を予定しています。

参加希望日及び時間帯を実施期間内で2か所以上記入してください。

※ エントリーシート受領後、調整の上、実施日時及び場所を電子メールにてご連絡します。(都合により希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。)

※ 対話に出席する人数は、1グループにつき4名以内としてください。

※ リモートについては ZOOM を使用する予定です。

位置図

○所在地：新城市矢部字広見 81 番 1、新城市矢部字広見 100 番、新城市富永字広見 90 番 1

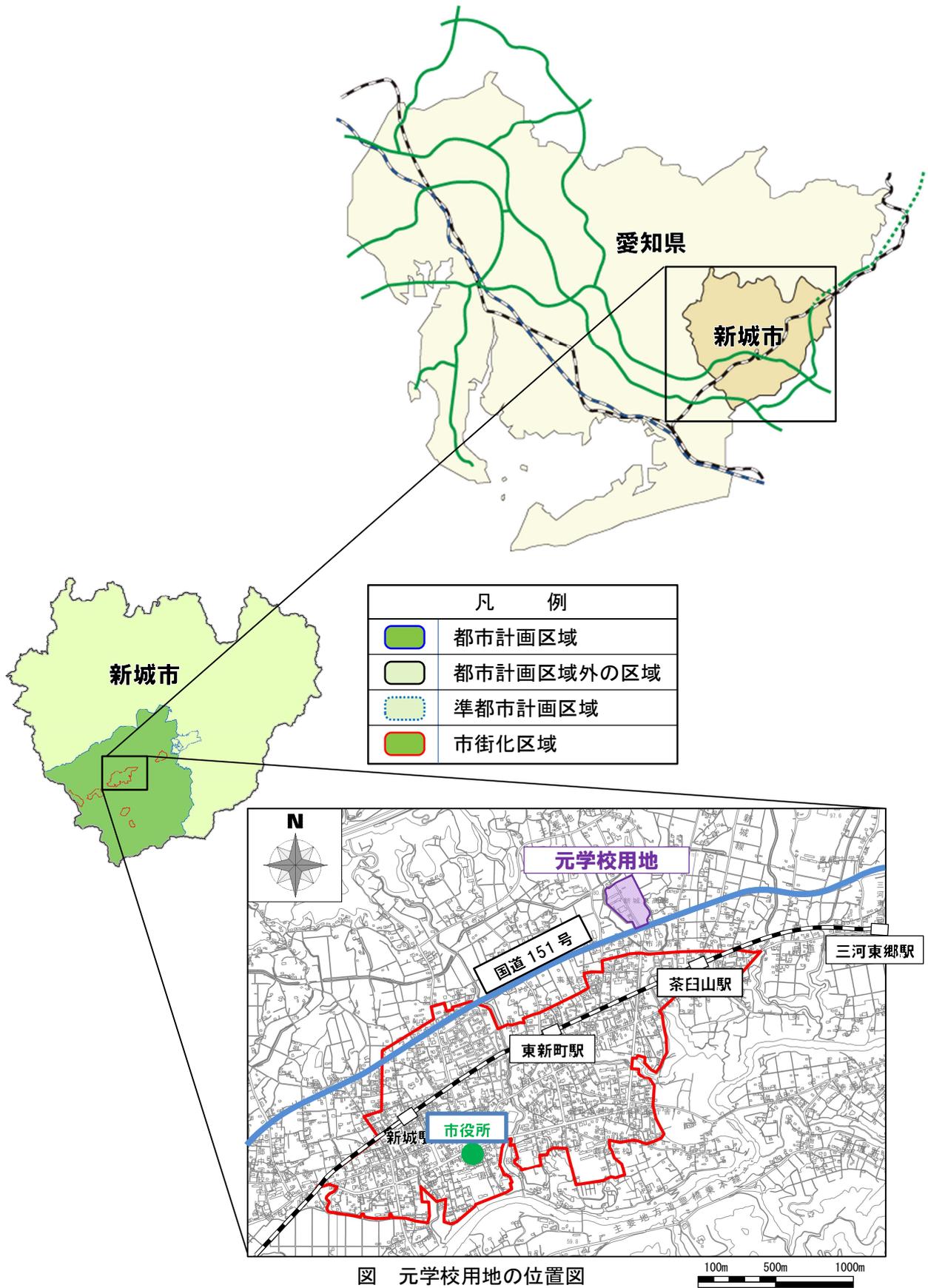


図 元学校用地の位置図

(出典：新城市地形図)

市街化調整区域における地区計画ガイドライン

令和2年3月 策定

新城市

1. 背景・目的

平成から令和へと大きな時代の変化のあった令和元年度、本市では第2次新城市都市計画マスタープランを策定しました。人口減少、超高齢社会の中で、限られた財源、資源を最大限活用することで魅力・求心力のあるまちの核の形成を目指し、コンパクト＋ネットワークの都市構造による持続可能なまちの実現を図るまちづくり計画としています。

この第2次新城市都市計画マスタープランの実現のためには、地域特性を踏まえた本市独自のまちづくりの推進が不可欠です。本市は広大な市域のうち、市街化区域が約1%しかなく、都市計画区域で見ても市街化区域は約5%、残りの約95%は市街化調整区域となっており、愛知県内でも特異な都市構造となっています。このような地域特性の中、本市の抱える多くの課題を解決し、多様な暮らしを実現させ、住み続けられることのできるまちづくりを進めるためには、市街化区域はもちろんのこと、市街化調整区域であっても都市的ポテンシャルの高い地域などにおける適切な土地利用が必要不可欠です。

さらに近年では、新東名高速道路新城 IC 開設による国道151号の交通需要の増加、東名高速道路スマート IC 構想など、本市を取り巻く環境は大きく変化し、これに合わせて民間需要も大きく変化を見せており、特に、市街化調整区域を主な通過点とする国道151号沿道の開発需要や市街化調整区域に開設された新東名高速道路新城 IC 周辺での開発需要の増加が見られます。

限られた財源・資源の中でまちづくりを進めるためには、社会変化による民間需要を生かすことで、官民が連携してまちづくりを進めることがこれまで以上に重要となります。

本市では、これまでも、本来は市街化を抑制する区域である市街化調整区域の性質を考慮しながら柔軟なまちづくりを進めるため、都市計画法第12条の5に基づく地区計画制度の活用を進めてきました。しかし、運用事例は非常に少なく、民間企業による運用事例は1つもありませんでした。

これは、本市が地区計画制度を運用するにあたり愛知県の定めた市街化調整区域内地区計画ガイドライン（以下「県ガイドライン」という。）を活用していたことで、県内でも特異な都市構造である本市にとっては県内一律の基準では必ずしも地域の実情に即した運用を図ることができなかったことが原因であり、地区計画制度の実質的な活用を推進するためには本市の地域特性を踏まえた運用が不可欠です。

以上を踏まえ、都市的ポテンシャルの高い地域については市街化調整区域であっても積極的、柔軟な土地利用の実現に向け、本市独自の市街化調整区域内地区計画の運用を図るため、本ガイドラインをここに定めます。

本ガイドラインの主な特徴は、以下の3点です。

① 住居系用途、工業系用途のための地区計画について、最低面積を0.2haとし県ガイドラインより大幅に緩和しています。拡大型社会が終焉し、今後は行政主導の住宅地開発や工業団地開発が容易ではないことを踏まえ、本市における民間の住宅開発需要や企業用地需要を考慮したものです。小さな地区計画を認めることでミクロ視点では個別地区計画が点在することにつながりますが、一方で地区計画を定めることのできるエリアを限定することでマクロ視点での集約誘導につなげ都市のコンパクト化とも整合を図ります。

② 商業系用途の地区計画を新設します。商業系用途の地区計画は、県ガイドラインでは設定されておきませんが、第2次新城市都市計画マスタープランにおいてまちの主軸として沿道活用が求められる国道151号沿道については市街化区域の魅力づくりへの寄与も考慮し、本市独自のまちづくり施策を図ります。

③ 公共施設や地域の公民館・集会所（以下「公共施設等」という。）の跡地利用型を新設します。人口減少により、今後さらなる統廃合などを進めていく必要がある公共施設等ですが、これに伴い跡地利用が課題になります。公共施設等は地域でも比較的利便性の高い場所に位置して居ることが多く、また水道等の生活インフラが既に整備されていることから既存ストックとして活用を図ります。

本市では、第2次新城市都市計画マスタープランと合わせて本ガイドラインの積極活用を推進することでまちづくりを進めていきます。

2. 基準

本ガイドラインは、本市において、都市計画法第34条第10号に基づく開発許可等の前提となる地区計画を定めるに当たっての基準を示したものであり、県及び市の各種計画に基づき市が自ら都市計画上の必要性を検討し決定しようとするものを除き、以下に掲げる基準に適合することが必要となります。ただし、本市のまちづくりの方針に鑑み、その趣旨に支障があると市長が認めるものは、地区計画を定めませんこととします。

- (1) 都市計画法、同施行令および都市計画運用指針をはじめとする関係法令に適合すること。
- (2) 第2次新城市都市計画マスタープラン 第4章まちづくりの方針に適していること。
- (3) 原則として、別紙「地区計画の類型」及び優良田園住宅の建設に関する基本方針によるもののいずれかであること。
- (4) 地区施設の要否及び整備基準は、都市計画法第33条及び愛知県開発許可技術基準とし、地区計画の原案の作成段階において市と十分協議すること。
- (5) 地区計画の区域は、愛知県開発許可技術基準3道路の構造に適合した道路に接すること。
- (6) 地区計画の区域には、原則として次に掲げる地域・地区等を含めないこと。
 - ① 災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域、溢水・湛水等により災害の危険が大きいと想定される区域
 - ② 保安林、保安施設地区、保安林予定森林、保安施設地区予定地
 - ③ 農業振興地域の農用地区域、農地転用が許可されないと見込まれる農用地
 - ④ 自然環境保全法の指定地域、自然公園法の特別地域

【 地区計画の類型 】

区分		対象地区の要件	面積	制限内容
住居系	1 駅近接型	新城駅、東新町駅、野田城駅の徒歩圏内(概ね半径1km以内)であること。 *地区計画を定める区域の過半が徒歩圏内であること。	0.2ha以上20ha未満	(1) 建蔽率の最高限度60%以下 (2) 容積率の最高限度200%以下 (3) 敷地面積の最低限度200㎡以上 (4) 建築物の用途は、第一種中高層住居専用地域において建築することができる建築物の範囲内とする。ただし、建築基準法別表第二(イ)項の第4号(幼稚園、小学校及び中学校を除く。)、第5号及び第7号並びに(ハ)項の第2号から第4号までに掲げる建築物を除く。
	2 跡地利用型	公共施設等の跡地であること。	0.2ha(跡地全体面積が0.2ha未満の場合にはその面積)以上	
商業系	1 国道151号沿道型	国道151号に面していること。	0.3ha以上	(1) 建蔽率の最高限度60%以下 (2) 容積率の最高限度200%以下 (3) 建築物の用途は、次のとおりとする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項、同条第5項、同条第11項の施設を除く。 ① 日本標準産業分類に掲げる大分類「I-卸売業、小売業」に属する施設 ② 同「M-宿泊業、飲食サービス業」に属する施設 ③ 同「N-生活関連サービス業、娯楽業」に属する施設 (4) 道路及び敷地の境界からの壁面後退は面積規模や周辺環境に応じて配慮するものとする。 (5) 建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限は、周辺環境に配慮し景観形成に資するものとする。 (6) 車両出入口は、周辺の交通環境に配慮するものとする。
	2 跡地利用型	公共施設等の跡地であること。	0.3ha(跡地全体面積が0.3ha未満の場合にはその面積)以上	
工業系	1 インターチェンジ [®] 周辺型	インターチェンジ [®] の一般道への出入口から概ね半径2km以内であること。 *地区計画を定める区域の過半が区域内であること。	0.2ha以上	(1) 建蔽率の最高限度60%以下 (2) 容積率の最高限度200%以下 (3) 敷地面積の最低限度500㎡以上 (4) 道路及び敷地の境界からの壁面後退は面積規模や周辺環境に応じて配慮するものとする。 (5) 建築物の用途は、次のとおりとする。 ① 日本標準産業分類に掲げる大分類「E-製造業」に属する工場施設及びそれに関連する研究開発施設 ② 物流施設(流通業務の用に供する建築物(配送センター、倉庫等)) ③ ①～②の施設に付属する施設(従業員用の売店、従業員寮など) (6) 車両出入口は、周辺の交通環境に配慮するものとする。
	2 既存工業地隣接型	既存工業敷地に隣接(間に道路や小規模な公園等の公共施設が介在する場合を含む)していること。	0.2ha以上	
	3 跡地利用型	公共施設、工場等の跡地であること。	0.2ha(跡地全体面積が0.2ha未満の場合にはその面積)以上	



令和6年3月26日

「国際交流フェス@軽トラ市」を開催します！

国際交流協会主催で、国際交流フェス@軽トラ市を開催しますのでお知らせします。

記

1 目的

軽トラ市に出店することで、市内の日本人に対し在住外国人の文化を紹介し、国際交流を身近なものにするとともに、外国人市民が市のイベントに参加しやすくし、日本人市民と知り合うきっかけをつくる。

2 日時

令和6年4月28日（日） 午前9時から12時（予定）

3 場所

亀姫通り

4 内容

【飲食ブース】①ブラジル料理 ②スリランカ料理

【展示・販売】①絵の展示・販売 ②中国雑貨の販売

【ステージ】①歌 ②カポエイラ ③ダンス ④サクソ演奏

5 チラシ

別添資料のとおり

6 周知

市国際交流協会ホームページ、市国際交流協会 SNS（FB、Instagram、LINE）、広報ほのか

7 問合せ先

新城市国際交流協会

電話：0536-23-1940

Eメール：siew@tees.jp

【問合せ先】

市民協働部市民自治推進課

課長：牧野賢二 担当：伊豫田・青木

電話：0536-23-7697

FAX：0536-23-2002

Eメール：shiminjichi@city.shinshiro.lg.jp

国際交流フェス



4 がつ 28 にち (にちよう) 9 じ~12 じ

@かめひめどおり

《フードブース》

(ブラジル、スリランカ)

そのほか、ざっかななどのてんじ・はんぱい
あります🍴

主催：新城市国際交流協会

新城市字東入船 115

☎ (0536) 23-1940

✉ siea@tees.jp

《パフォーマンス》

うた

ズンバダンス

カポエイラ

サックス など



令和6年3月26日

教育振興基本計画の策定及び パブリックコメント実施結果の公表について

本計画は、教育基本法第17条第2項に規定する『教育振興基本計画』として位置づけるものです。本市の教育のよさや課題、目標を明確にし、子どもたちが生涯にわたって、自他の幸福を築けるよう策定するものです。令和6年度から令和10年度までの5年間の計画実行の期間です。

令和6年度実施するにあたり、多くの市民意見を参考とさせていただくため、パブリックコメントを実施しました。その実施結果を公表します。

なお、パブリックコメントを反映した正案については、3月29日ホームページに公開予定です。

教育振興基本計画に関するパブリックコメント募集結果

- 1 募集期間 令和6年2月16日（金）から令和6年3月15日（金）
- 2 意見提出者数 3件
- 3 意見及び市の考え方 別添のとおり
- 4 意見提出内訳

提出方法	人数
持参	1
郵送	1
電子メール	1

【問合せ先】

教育部学校教育課 課(室)長：中嶋 担当：中嶋

電話：0536-23-7607

FAX：0536-23-8388

Eメール：shinky-3@city.shinshiro.lg.jp

教育振興基本計画 パブリックコメント

	提出された意見	意見に対する市の考え方
1	<p>① より多くの人に読んでもらえるよう（特に若い人）に読んでもらえるようにするには、写真やイラストを入れていただきたいと思います。さらに、絵本や漫画本の概要版を作成することも考えていただきたいと思います。</p> <p>② 教育長のコラムについて、大変良いと思います。教育長の私見であると思いますので、その旨を加筆した方が良くと思います。また、子どもたちを取り巻く問題に市民みんなで考えていこうという「市民協働」の呼びかけを加えていただければと思います。</p> <p>③ 国際教育の視点について。今、世界各地で多くの戦争や紛争が起こっています。さらに環境問題では、地球温暖化対策、生物多様性の危機など地球を守る行動が求められています。近年では、ESDやSDGsがクローズアップされています。ESDやSDGsの理念を学び、認識し、「人権」「平和」「環境」など国際的な理念を軸に行動する子どもたちや大人を育む視点の追加を提案します。</p> <p>④ 主権者教育について。新城市は2005年の合併後、自治基本条例の策定など、独特な政策を推進してきました。特に「若者議会」は日本で最初に設置され、近年では近隣の市でも同様のものが設置されています。新城市若者議会は、中学3年でも参加できるよう。まちづくりの主役は、大人だけでなく子どもたちでもあるということを知り、市政に参加し、行動する子どもたちや大人を育んでいただきたいと願います、主権者教育の追加を提案します。</p> <p>⑤ 今後、この計画の具体として、実施計画は策定されるのでしょうか。</p> <p>⑥ P12 家庭教育の支援のSTEPSに「保護者の声に耳を傾け、適切な支援に生かしていきます。」とあります。令和6年1月24日に女性議会が開かれ、その中で、「長期休暇中の児童クラブ」についての質問がありました。「こども園は7時30分から預かってもらえるが、長期休暇中の児童クラブは8時からとなり、こども園と同じように7時30分から預かってほしい」という質問がありました。市の答弁は、「人員の確保等のことから難しい」でしたが、これが「保護者の声」なのです。</p> <p>⑦ p13 命を守る教育について。2024年1月1日には能登半島地震が置きました。災害はいつ何時新城市を襲うかわかりません。「命を守る教育」は重要です。市内外の先進的な活動、取り組みを調査し、市のHPなどで、公開、授業や勉強会に役立てていただきたい。また、市の防災アプリ登録を授業で使用しているタブレットに入れるなど、大人も子どもたちにも積極的に防災教育に関与できるようにしていただきたい。</p>	<p>貴重なご意見、ありがとうございます。イラストは少しでも増やせるよう、検討します。概要版は、今後の計画の参考にさせていただきます。</p> <p>貴重なご意見、ありがとうございます。加筆を検討させていただきます。</p> <p>貴重なご意見、ありがとうございます。ESD、SDGsの理念は大切なものだと認識しています。今後の計画の参考にさせていただきます。</p> <p>貴重なご意見、ありがとうございます。本市における特徴的な政策で、大変重要な視点です。本計画に反映させることができるよう検討させていただきます。</p> <p>貴重なご意見、ありがとうございます。現在、実施計画を策定する予定はありませんが、計画の進捗状況は、1年ごとに検証をしていく予定です。</p> <p>貴重なご意見、ありがとうございます。現状では難しいとお答えさせていただいたようですが、担当課と連携を図り、保護者の声に耳を傾け、改善できるよう努めてまいります。</p> <p>貴重なご意見、ありがとうございます。本計画を実践していく際に、参考にさせていただきます。</p>

⑧ P14 安全安心で快適な学校施設の提供について。⑤として、「学校施設への太陽光発電パネルの設置」を加えていただきたいのです。それが非常用電力として機能すること、さらにZEB（ゼロ・エネルギー・ビルディング）といった地球温暖化対策にも寄与することを、子どもたちをはじめ、地域の方たちも知ってもらえればと考えます。

⑨ P15 学校給食の充実について。今後の少子化や学校統合などを考えれば、将来の施設の在り方について、検討することは必要です。女性議会の委員の方からも「長期休暇中の児童クラブでの弁当について新設の給食センターで対応できないか」との意見もありましたが、市の答弁は後ろ向きでした。女性議会委員の声に真摯に応えていただきたいのです。それが市民自治です。

⑩ P16 部活動地域移行への着手について。教育長のコラム2「これからの部活動」に「今年（2024年）9月から部活動を平日に2回…」と記述されています。このことは、奥三河音楽連盟に知らされていません。スポーツも同じでしょうか。今後、奥三河音楽連盟をはじめ、各音楽団体はどのようにすればよいのか、地域移行とは何なのか、移行過程のサポーター教員とはどのような存在なのかなど、「協働」するために早急に話し合いを持っていただきたいのです。

⑪ P21 学びの場をコーディネートする人材の育成について。コーディネーターとは何か。仲介者なのか中間組織なのか外部の人なのか新城市内の人なのか、わかりません。そして、どのように育成するのか、具体的にどこでどう示されるのでしょうか。

⑫ P25 文化芸術活動を支える人材の確保と育成について。将来的に文化芸術を支える人材とは具体的にどのような人なのか、どのように確保するのか、育成するのか、具体的な記述は今後あるのでしょうか。

⑬ P29 ③普及周知の推進について。今や、デジタル社会において、普及周知には、もちろんSNSの活用は重要ですが、加えて、今後博物館に訪れた方へのバーチャル映像案内などの導入も考えたらどうでしょうか。

④多様な主体との連携について。多様な主体との連携する仕組みとして具体的な方策があるのでしょうか。教えてください。

貴重なご意見、ありがとうございます。市内一部の学校では太陽光発電パネルはすでに設置されています。さらに充実できるよう今後の計画の参考にさせていただきます。

貴重なご意見、ありがとうございます。施設活用については、今後議論を重ねてまいります。参考にさせていただきます。

貴重なご意見、ありがとうございます。各種音楽団体、スポーツ団体との連携は必要不可欠です。パブリックコメント募集期間中に、音楽団体の方たちには、部活動地域移行について、説明する機会を持たせていただきました。今後も、積極的に情報提供をし、連携を図ってまいりたいと思います。

貴重なご意見、ありがとうございます。今後の参考にさせていただきます。具体化をし、提示できるよう努めてまいります。

貴重なご意見、ありがとうございます。今後の参考にさせていただきます。具体化をし、提示できるよう努めてまいります。

貴重なご意見、ありがとうございます。今後の参考にさせていただきます。具体化をし、提示できるよう努めてまいります。

2	<p><新城教育憲章について> とても素晴らしい内容であると思います。文の内容は素晴らしいです。</p> <p><『新城の三宝』自然・人・歴史文化の再構築について> 新城市に転居を決めた理由は、美しい自然と人間味ある地元の方々、歴史・文化を感じたことなどもあります。特に奥三河の自然の素晴らしさには驚かされました。しかし、暮らしていく中で、川沿いや田畑の間に太陽光パネルが大量に存在することを発見してはショックを受ける日々です。太陽光パネルは見た目にも自然と相いれませんが、土砂災害などで押し流された際に厄介なことになったと能登半島地震では言われています。また、山奥に巨大風力発電施設建設の予定案があることを知り、更にショックを受けました。『新城の三宝』の一つである自然が破壊されている。破壊されて行く。子や孫たちに、美しい自然を残すことは今を生きる大人たちの使命と思います。再エネによる自然破壊を食い止めるべきではありませんか。</p> <p><給食の充実について> 給食はセンター式導入と知りとても残念に思いました。地震や大雨などで土砂崩れや橋の崩落が危惧されます。それぞれの地域が孤立状態になりセンターから給食を運ぶことが困難な時はどうするのでしょうか。地域に根差した細やかな給食の提供が終了してしまうこともとても残念に思います。</p>	<p>貴重なご意見、ありがとうございます。教育憲章の精神を忘れず、日々の実践を重ねてまいりたいと思います。</p> <p>貴重なご意見、ありがとうございます。自然は、「三宝」の字のとおり、新城の宝であると考えています。できることを精査し、失われぬよう努めてまいります。</p> <p>貴重なご意見、ありがとうございます。参考にさせていただきます。給食センター運用の際、災害発生時の対応も十分に考えながら運用してまいります。</p>
3	<p>【不登校児30万人時代の学校改革を】 フリースクールがなく、不登校児童が通う外部機関が限られている新城市では、不登校児童がそのまま引きこもりになるケースが後をたたない。こうした「学校嫌いの子ども」に沿う学校改革が求められている。「学校の勉強はつまらない」「役立たない」と感じる子どもは多い。義務教育期間とはにかく「身につく学び」を徹底し、文書読解力を上げる基本を徹底していくべきではないか。また神経発達症の中にみられるLD児童に対応したカリキュラムやテストの作成が望まれるが、現実には未対応に近い。できる対策を早急に検討し、取り入れてほしい。いじめ問題などについては「間違い」を説く『道徳』ではなく「人はなぜ差別をするのか」といった本格的な『哲学』を導入してほしい。心を育てず知識だけを詰め込んだ教育の結果が今の日本30万人不登校時代を生み出した源である。「生きづらさ」と呼ばれる人間関係の苦しみを抱えた若者の自殺も先進国一位。学校改革、教育改革なくしてこの事態は変わらないだろう。次世代の好奇心や個性を潰さない学校改革・授業改革を切に願う。</p>	<p>貴重なご意見、ありがとうございます。不登校問題は、本市でも最重要課題の一つであるという認識でいます。学校を魅力ある場所にするのが、解決の一手になり、そのために、個々の教師が力をつけるような取り組みをしてまいります。LDの児童生徒の対応について、道徳について、参考にさせていただきます。</p>

作成現在日：令和5年3月20日

日	曜日	時 間	行 事	場 所		
1	月	8 : 30	各辞令交付式	新城	本庁舎	4階会議室他
		13 : 30	部課長会議	新城	本庁舎	4階会議室
2	火					
3	水					
4	木	9 : 30	東三河地域交通安全対策推進連絡協議会監査	新城	本庁舎	市長室
5	金	13 : 30	第13回全国手芸グランプリ表彰式	豊橋	ロワジールホテル	
6	土					
7	日	10 : 00	新城市身体障害者福祉協会第19回定期総会	新城	新城文化会館	
		11 : 00	桜淵歌謡祭	新城	桜淵公園内	
8	月					
9	火					
10	水	14 : 00	令和6年度新城市区長辞令交付式・区長会議	新城	新城文化会館	
11	木					
12	金	9 : 00	市政経営会議	新城	本庁舎	政策会議室
		13 : 30	新城はぐるまの会・新城市赤十字奉仕団総会	新城	新城文化会館	
13	土					
14	日					
15	月					
16	火	10 : 00	令和6年度老人クラブ連合会総会	新城	老人福祉センター	
		13 : 30	令和6年度保護司会・更生保護女性会合同総会	新城	新城文化会館	
		15 : 00	観光大使委嘱式	新城	本庁舎	政策会議室
17	水	10 : 45	東三河地域防災協議会 令和5年度会計監査	新城	本庁舎	市長室
18	木	14 : 00	第1回代表区長会議	新城	本庁舎	4階会議室
		19 : 00	新城市スポーツ協会総会及び第19回春季新城市民体育大会開会式	新城	新城文化会館	
19	金	9 : 00	部長会議	新城	本庁舎	政策会議室
		13 : 30	令和6年度民生委員・児童委員協議会総会	新城	新城文化会館	
		18 : 00	新城労務対策協議会	新城	新城市内	
20	土	10 : 00	蒲郡市制施行70周年記念式典	蒲郡	蒲郡市民会館	
21	日	10 : 00	鳳来寺山自然科学博物館学術委員総会	新城	鳳来寺山自然科学博物館	
22	月	15 : 00	東三河市町村長会議	豊橋	豊橋市内	
23	火					
24	水	9 : 00	政策検討会議	新城	本庁舎	政策会議室
25	木	9 : 00	定例議員報告会	新城	東庁舎	委員会室
		10 : 30	定例記者懇談会	新城	本庁舎	政策会議室
		13 : 30	東三河流域森林・林業活性化センター理事会・総会	新城	未定	
26	金	13 : 30	第181回愛知県市長会議	田原	伊良湖リゾート&コンベンションホテル	
27	土					
28	日					
29	月		【昭和の日】			
30	火	10 : 00	6月補正予算査定	新城	本庁舎	政策会議室